

岐阜県公報

第 五 百 二 十 八 号
令 和 六 年 九 月 二 十 四 日
(火曜日)

目 次

告 示

○ 土壌汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない
区域の指定

(環境管理課) 三八ページ

告 示

岐阜県告示第三百七十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和六年九月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 形質変更時要届出区域

加茂郡白川町河岐字大相模一六〇二番二、一六〇五番一及び一六〇五番六並びに宇柿ヶ平一三三二番一の各一部

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第四十七条の土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物並びに砒素及びその化合物

三 土壌汚染対策法施行規則第四十七条の土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火曜日)
(金曜日)

発 行

(休日)
(休日に当たる
ときは翌日)

令和六年九月二十四日

令和六年九月二十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社